

県南広域振興局長告示第163号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成24年県南広域振興局長告示第155号）で告示した一関市特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成27年10月23日

県南広域振興局長 堀 江 淳

変更後の一関市特定猟具使用禁止区域の変更 一関市地内の国道4号と一般県道一関平泉線との交差点を起点とし、起点から国道4号を南に進み岩手県と宮城県の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み送電線との交点に至り、同点から同送電線を北に進み市道川台線の交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道岩ヶ崎川台線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道4号との交差点に至り、同点から同国道を北に進み市道耕整3号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道江川線との交点に至り、同点から同市道を北に進み国道457号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道赤荻黒沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道沖線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道山根線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道342号との交点に至り、同点から同国道を東に進み主要地方道一関北上線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み市道朴中里線との交点に至り、同点から同市道を北に進み一般県道一関平泉線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み市道中里環状線との交差点に至り、同点から同市道を北に進み一関遊水地周囲堤との交点に至り、同点から同堤を南に進み東大橋との交点に至り、同点から同橋を東に進み主要地方道一関大東線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み市道弥栄線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道真滝中央線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道284号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道真滝中央線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み国道342号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み一般県道一関平泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み起点に至るまで線に囲まれた一円の地域